



公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

更新年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成28年 12月26日	平成29年 1月24日 から 平成32年 1月23日	長野県 第889号	乾燥菌体肥料	丸善須坂肥料	窒素全量 5.5% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	丸善食品工業株式会社 長野県千曲市大字寂蔵 880
平成29年 6月1日	平成29年 8月23日 から 平成32年 8月22日	長野県 第890号	乾燥菌体肥料	菌体肥料 登喜和	窒素全量 5.5% その他の規格 含有を許される有害成分 の最大量及びその他の制 限事項は、公定規格のと おり	登喜和冷凍食品株式会 社 長野県伊那市西町5057

農業技術課

公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第15条の規定により、次の肥料の登録は失効しました。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
平成29年 9月26日	長野県 第880号	副産動物質肥料	トミクラ2号	窒素全量 6.0%	メルクス株式会社 東京都北区田端新町1丁 目8番15号

農業技術課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定
により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年12月18日

長野県知事 阿部 守一

1 許可番号

平成29年7月3日 長野県指令29都第100-1号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

茅野市玉川字原山11400-23、11400-260、11400-910、11400-
1351、11400-1441、11400-1442、11400-1443、11400-1444、
11400-1445、11400-1448、11400-1449、11400-1450、11400-

1451、11400-1452、11400-1453、11400-1454

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

茅野市玉川字原山11400番地260

ファナックパートロニクス株式会社

代表取締役社長 塩原 順

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年12月18日

長野県長野建設事務所長 竹内敏昭

1(1) 許可番号

平成29年6月21日 長野県指令29都第29-4号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字中松字西側屋敷51-2、53-5

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字小布施236番地25

ハイカムール栗の実C202 櫻井直人

2(1) 許可番号

平成29年8月14日 長野県指令29都第29-7号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字村山字土手内366-7、372-6

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字村山372-1 山崎桂

3(1) 許可番号

平成29年10月10日 長野県指令29都第29-12号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字梨木原1519-5

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字日滝1199-2 グリーンビューワタツE棟101

荒井明人

4(1) 許可番号

平成29年12月4日 長野県指令29都第29-16号

2(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字大島字松川添93-19、93-30、93-59、
93-100

3(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字大島90番地59

小布施牧場株式会社 代表取締役 木下荒野

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年12月18日

長野県北信建設事務所長 木下昌明

1 許可番号

平成29年8月23日 長野県北信建設事務所指令29北建第47-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字中野字阿弥陀堂前1468-1、1473-2、1474-1、
1493-9、1493-10、1503-1の内、1504-11、1504-12、1504-
13、1474-1先（第一工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市大字稻葉字中千田2185-19 芹田ビル内

株式会社芹田不動産 代表取締役 倉石純雄

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成29年12月18日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名 称	所 在 地	指 定 年月日
-----	-------	------------

株式会社叶登設備	東御市和7030番地3	平成29年 12月11日
----------	-------------	-----------------

水道事業課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成29年3月13日付けで包括外部監査人山中崇氏から提出のあった平成28年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成29年12月18日

長野県監査委員	田 口 敏 子
同	西 沢 利 雄
同	西 沢 昭 子
同	小 池 清

1 監査の対象となった事件名

産業人材を育成するための機関及び諸施策について

2 措置の内容等

事項	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
I. ものづくり人材の育成にかかる諸施策			
国への提出資料と備品台帳の整合性	指摘	<p>工科短期大学校及び技術専門校が新たに整備する又は所有する設備等について、地方職業能力開発計画に記載して毎年度厚生労働省に提出している。この提出資料のうち工科短期大学分を確認したところ、提出資料に記載されている設備の現有数と備品台帳の整合性が確認できない状況であった。</p> <p>厚生労働省への提出資料が備品台帳から作成されておらず、両者が連動していないが、両者を整合させておく必要がある。あるいは、整合性を確保できない場合には、そのことを備品台帳もしくは別途資料等で明確化しておく必要がある。</p>	<p>国庫補助により購入した訓練機器の管理・処分については、国の様式である財産管理台帳の整備により、備品台帳と地方職業能力開発計画に記載する機器の数について整合性を確保する整理をしました。</p>
公有財産管理簿、備品台帳の不備	指摘	<p>公有財産、物品に関しては、県の財務規則にしたがい、各々管理簿の作成が求められ、ひな形も示されているが、施設別フルコスト情報等の試算のため、県より入手を受けた公有財産管理簿、備品台帳に関して不備がみられた。</p> <p>これらの公有財産、物品については県の財務規則に沿った運用が行われておらず、財務規則に沿った運用が求められる。また、上記公有財産管理簿や備品台帳は、平成29年度以降に作成公表が求められる統一的な基準による地方公会計における固定資産台帳の基礎データとしても重要な情報となるものであり、データの適正管理が必要である。</p>	<p>指摘を受けた公有財産管理簿、備品台帳の記載漏れの不備については、各校とも是正しました。</p> <p>今後とも適正な管理に努めてまいります。</p>
産業カレッジ事業（スキルアップ講座）における未徴収金の発生	指摘	<p>長野校において、平成27年度において調定すべき受講料が未徴収となっていた。そのため、産業カレッジ事業（スキルアップ講座）にかかる収入決算調定額と支給状況をまとめた内部資料との間で金額の不整合が生じていた。</p> <p>本来実施すべき確認事務が実施されず、結果として未徴収金が発生していたものであり、実施すべき確認事務の徹底が必要である。なお、当該未徴収額は、平成28年度において徴収処理されている。</p> <p>また、当該未徴収金の発生をうけ、上記の確認事務を確實に実施するため、産業労働部では新たに「収入確認表」を整備し運用を開始している。</p>	<p>「収入確認表」の他に、確認事務の進捗状況が一元管理できる「実施管理台帳」を校独自で新たに作成し運用を開始しています。</p> <p>また、事務フローに基づく手順の再確認、担当者間の連絡連携、組織内のチェック体制等の強化を図り、確認事務の徹底に努めています。</p>

II. 農業人材の育成にかかる諸施策

リース資産の現物調査及び現物の陳腐化状態の確認	意見	<p>県においては、財務規則等により備品(物品)を取得した際には備品原簿を作成しなければならぬとされるとともに検査員による物品検査が求められている。この点、現物照合の対象は、備品(物品)に限られ、リース資産に関しては、定期的な現物照合は行われておらず、リース契約更新時の確認に留まっている。</p> <p>しかし、リース資産であっても、返還時に現物の確認が求められるとともに、契約内容によっては所有権が移転するものも含まれ、定期的な現物照合がされないことは財産管理上問題である。</p> <p>現物照合の対象とすべきリース資産の範囲や内容を検討し、物品同様の現物照合を実施すべきである。</p> <p>また、備品(物品)については現物照合は行われているものの、現品の状態や使用状況がどのようにであったかについての記録は残されていない。</p> <p>現物照合は現品に直接接する数少ない機会であり、現品の状態や使用状況に合わせて記録に残す運用により、陳腐化状況等の確認を意識した現物照合が行われ、将来の資産管理(修繕、廃棄、更新等の要否)の判断に資することが期待される。</p>
農業大学校小諸キャンパス研修宿舎の低稼働	意見	<p>農業大学校小諸キャンパスにおいて、主に「新規就農里親前基礎研修」の研修生や総合農学科実践経営者コースの学生を対象とした研修宿舎(宿舎名:「みまき」)及び同様の研修宿舎世帯専用宿舎を有している。平成28年度の「みまき」入居者には、常時入居している研修生・学生のほかに、泊まり込みの実習が行われる際のみ利用するいわゆる通いの研修生が3名含まれているため、実質的な稼働率は、2割弱の水準となっている。</p> <p>農業大学校小諸キャンパスの研修宿舎については、松代キャンパスのように全寮制宿舎を想定していないため、常時高稼働となることは想定されていない。しかしながら、「みまき」に関しては、平成27年度に相当の予算を投じて全面改装したにも関わらず、また、宿舎料が無料であるという点に鑑みて稼働率が著しく低迷していると言わざるを得ない。稼働率の目標設定を行い、合わせて活用策、PR策等を講じ、有効活用すべきである。</p>
私費会計に関する意見①	意見	<p>①私費会計にかかる規定等の不存在</p> <p>農業大学校においては、多岐にわたる私費会計を取り扱っているが、私費会計の取扱いを定めた規程や事務取扱要領等が存在しない。</p> <p>会計の目的、資金使途等を明確に定めた規定等が存在しないことから、不必要的資金が積み立てられているおそれがあるとともに、拡大解釈による不適正な資金利用の機会が存在している。</p> <p>会計の目的、資金使途を明確に定め、適正な管理を企図する必要がある。</p>

私費会計に関する意見②	意見	<p>②私費会計（教材実習費）における公費負担と私費負担の区別の考え方</p> <p>農業大学校において、現状、公費負担と私費負担の区別について明確に定められた文書は存在しない。</p> <p>この点、県立学校に関しては、平成22年3月に教育委員会より「学校徴収金の基本的な考え方について」と題する通知が各県立学校長宛てに発出されており、公費負担と私費負担の区別の考え方について整理がされている。</p> <p>当該考え方としたがった場合、私費会計からの支出のうち、例えば、「プロジェクト」については、公費負担の余地がある。「プロジェクト」は、通常の授業における使用頻度も高く、また、農業大学校における特徴である学生によるプロジェクト発表においても使用されている。特にプロジェクト発表は、農業大学校における教育方針である、①高い専門性を養うための専攻制による学習、②自らのテーマを考え実践するプロジェクト学習、③自主性・協調性をかん養するための寮生活（全寮制）の三本柱のひとつであり、学生生活の集大成としてカリキュラムに組み込まれている。</p> <p>このような視点に立った場合、「プロジェクト」は最低限の教育水準を維持するのに必要な授業に要する経費として公費負担すべきとも考えられる。</p> <p>公費負担と私費負担の区別について明確化されていないため、様々な解釈の余地がある状況にあり、公費負担と私費負担の区別について検討し、文書により基本的な方針を明確化する必要がある。</p>	<p>「長野県農業大学校諸経費会計事務処理要領」第4条で公費と私費との負担区別の考え方を明文化しました。</p>
私費会計に関する意見③	意見	<p>③私費会計の決算書の不明瞭な表示</p> <p>決算書上どの予算科目からいくら他の会計へ繰り入れされたのか、また他の会計からいくら繰り入れが行われたのか記載がないものがある。</p> <p>決算書上、各会計間の資金移動の状況が不明瞭であり、決算書の意義が十分に果たされていない。繰入は別表記としたうえで、摘要欄への記載を充実させることで、各会計間の資金移動の状況を明確化する必要がある。</p>	<p>指摘のあった寮運営費の会計間の繰り入れを始め、各会計間で資金移動があった際には、摘要欄にその内容を記載しました。</p>
<p>III. 林業人材の育成にかかる諸施策</p>			
林業就業支援事業における「就業状況」の未確認	指摘	<p>林業就業支援事業における給付対象者の義務である就業状況報告について、県はその報告書の受領にとどまり、事業実施主体として必要な就業状況の確認を行っていないかった。</p> <p>この点、国の要領である「緑の青年就業準備給付金事業実施要領」で示される「就業状況報告書」の様式においては添付書類にかかる記載は見受けられない。しかしながら、同要領第2（4）において「報告を適切に行わなかった場合」、「虚偽の申請等を行った場合」には全額返還の対象とされているとともに、同第5（6）において就業状況の確認として「出勤簿、作業日誌等により就業状況を確認するとともに、必要に応じて、関係者で作業現場の確認、面接等を行うこととし、必要に応じて適切な指導を行う」とされていることから、事業実施主体として一定の責任が求められていると考えられる。</p> <p>不正の機会を排除するためにも、就業状況報告書に、出勤簿、作業日誌、勤務証明等を添付書類とする等、県として一定の責務を果たす必要がある。</p>	<p>就業状況報告書の様式に「雇用主確認欄」を新しく追加し、記載内容が事実と相違ないことを給付対象者の雇用主が確認した上で報告書が提出される仕組みを整備しました。</p>

公有財産管理簿、備品台帳の不備	指摘	<p>公有財産、物品に関しては、県の財務規則にしたがい、各々管理簿の作成が求められ、ひな形も示されているが、施設別フルコスト情報等の試算のため、県より入手を受けた公有財産管理簿、備品台帳に関して不備がみられた。</p> <p>これらの公有財産、物品については県の財務規則に沿った運用が行われておらず、財務規則に沿った運用が求められる。また、上記公有財産管理簿や備品台帳は、平成29年度以降に作成公表が求められる統一的な基準による地方公会計における固定資産台帳の基礎データとしても重要な情報となるものであり、データの適正管理が必要である。</p>	<p>指摘された不備については改善し、現在は必要事項の記載漏れがないよう財務規則に沿った運用を行っています。</p> <p>今後も適正な管理を続けてまいります。</p>
林業就業促進資金貸付金にかかる余剰資金	意見	<p>林業就業促進資金貸付金に関して、県における貸付原資と長野県林業労働財團（以下、「財団」）における事業体への新規貸付と償還の状況及び貸付残高の差額である余剰分が過大である可能性がある。</p> <p>平成27年度において貸付原資の減額を行っているが、過去10年間の財団における新規貸付額と償還額の状況からは、事業体への貸付残高が減少する傾向にあり、引き続きその傾向は強く、なお余剰分が過大であるようにも見受けられる。</p> <p>余剰分の適正水準を定め、貸付原資の適正化を行う必要がある。</p>	<p>当該事業においては、造成している貸付原資について平成27年度に過大と判断された金額を減額し、現在は資金需要の動向を見守っている状態です。</p> <p>今後も事業体への貸付状況を注視しながら、必要に応じて貸付原資の見直しを行ってまいります。</p>
学校教育法に定める学校評価の未実施	指摘	<p>専修学校の学校評価に関しては「自己評価」の実施及びその結果の公表が義務付けられており、また「学校関係者評価」の実施及びその公表が努力目標とされているが、林業大学校においては、学校教育法に定める学校評価が行われていない。</p> <p>「自己評価」については、その結果のとりまとめにあたり評価結果及びその分析に加え、それらを踏まえた今後の改善方策について併せて検討し、ホームページに掲載するなどの方法により公表することが必要とされ、「学校関係者評価」は、保護者、学校の運営や学生の育成に係わりのある者など学校と直接関係のある者、大学教員等の当該学校と直接の関係を有しない有識者などを評価者とする委員会等を組織して評価を行い、自己評価同様今後の改善方策についても併せて検討し公表することが適当とされている。</p> <p>（指摘）</p> <p>「自己評価」について、今後林業大学校の実情を考慮した適切な評価項目を設定して評価を実施し、ホームページ等で公表していくことが必要である。</p>	<p>学校評価のうち、実施及び結果の公表が義務付けられている「自己評価」については、平成29年度の目標及び評価項目を設定し、4月にホームページで公表しました。</p> <p>評価結果の取りまとめは年度末に実施し、その結果はホームページでの公表を予定しています。</p>
	意見	<p>（意見）</p> <p>「学校関係者評価」に関しては努力義務とされているが、毎年のPDCAサイクルの中に内部者以外の視点を組み込むことは有用であり前向きに対応すべきと考える。なお、対応に当たっては、新たに評価委員会を設置することも考えられるが、現在学校長の諮問機関として学校運営に関する諸問題等について各界各層の意見を広く聴取することにより円滑な学校運営に資すること目的として設置されている「長野県林業大学校運営協議会」の設置目的を見直し評価委員会として改組することも可能と思われる。現在の協議会は学識経験者（大学教授）3名、地元有識者（県議会議員、町長等）5名、林業界関係1名、県関係2名、同窓会1名で組織されており、現在のメンバーに保護者を加え会議開催の時期等を工夫すれば、法の要求する学校関係者評価を行っていくことができるものと考える。</p>	<p>実施及び結果の公表が努力義務とされている「学校関係者評価」についても、学校長諮問機関である「長野県林業大学校運営協議会」及び保護者会の「翌松会」を活用して実施することとし、その結果はホームページでの公表を予定しています。</p>

報酬（1節）と報償費（8節）の誤使用	指摘	<p>林業大学校の外部講師への報酬の支払いに関する節科目について、報酬（1節）としている外部講師と報償費（8節）としている外部講師が混在している。</p> <p>外部講師の報酬として制度上の違いがないにも関わらず、外部講師の報酬について、報酬と報償費の2つの節科目が使用されている状況が継続しているが、2つの節科目を使用する必然性はない。</p> <p>一般に、報酬（1節）は非常勤職員に係る給与的色彩の強い支出科目といわれており、報償費（8節）は役務の提供等に対する純粋な謝礼またはいわゆる報償的色彩の強い経費といわれている。この考え方従うと、外部講師への報酬は報酬（1節）に該当するもので、この節科目に一本化する必要がある。</p>	外部講師に対する対価の支出科目を報酬（1節）に統一しました。
チェーンソー補充の必要性	意見	<p>林業大学校が所有するチェーンソーの台数は学生2人につき1台にとどまっており、2人で1台を共有して使用している状況にある。この点、常に学生全員がチェーンソー実習を同時に使うわけではないため、交代での使用が合理的とする考え方もある。しかしながら、機械管理という側面においては各自に1台の所有とすることで管理意識やレベルの向上が期待でき、大きな教育効果が期待できる。</p> <p>以上の観点から、チェーンソーの所有台数は、極力学生1人につき1台のレベルまで引き上げておくことが望ましいと考える。</p>	<p>平成29年度当初予算において、新たにチェーンソー20台分の予算を確保し、平成29年5月に購入が完了しました。</p> <p>今後も、学生が林業に係る知識・技術を着実に習得できるよう、学習環境整備に努めてまいります。</p>
林業作業用ヘルメットのグレードアップの必要性	意見	<p>屋外実習では特段の安全性を高めるため、ヘルメットの着用が義務付けられるケースもあるが、林業大学校では林業作業用ヘルメット（目や耳の機能を保護する機能が付いた特殊なヘルメット）を所有していない。現状においては、林業作業用ヘルメットは学生が自ら用意することとされている。</p> <p>林業作業用ヘルメットは安全性にかかるもので、非常に重要性が高いものと思われるが、その用意を学生の対応に任せておくことは見直すことが望ましい。1万円代での購入も可能である。公費で負担しないまでもその他修学経費として微収するなどの対応を図ることが望ましいと考える。</p>	<p>平成29年度以降の新入生から、実習時の安全確保の観点から、従来のヘルメットに加えて、林業作業用ヘルメットを、学生の自己負担により一括購入することとしました。</p> <p>今後も、安全・安心な林業に係る専門的な教育を学生に提供できるよう、実習環境を整備してまいります。</p>

監査委員事務局